

介護保険法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第十三号

介護保険法施行細則の一部を改正する規則

介護保険法施行細則（平成十二年広島県規則第九十号）の一部を次のように改正する。
別記様式第十二号を次のように改める。

広島県
入証紙
ちよう付欄

指定居宅サービス事業者
指定介護予防サービス事業者
指定居宅介護支援事業者
介護保険施設

指定申請書

広島県知事様

申請者

平成 年 月 日

郵便番号
法人の主たる事務所の所在地
(個人にあつては、住所)
法人の名称及び代表者の職氏名
(個人にあつては、氏名)

㊤

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)に規定する事業者(施設)に係る指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

※事業所所在地市町番号

フリガナ			
名称			
主たる事務所の所在地	(郵便番号 ー) 都市区		
申請者連絡先	電話番号	FAX 番号	
法人の種別	職名	法人の所轄庁	FAX 番号
代表者(開設者)の住所	年月日	フリガナ氏名	生年月日 年 月 日
代表者(開設者)の住所	(郵便番号 ー) 都市区		

事業所所在地	代表電話番号	事業の種類	実施事業	FAX 番号	既に指定を受けている事業等(指定年月日)	備考
同一所在地において行う事業等の種類						
介護サービス		訪問介護				
指定居宅サービス		訪問入浴介護				
		訪問看護				
		訪問リハビリテーション				
		居宅療養管理指導				
		通所介護				
		通所リハビリテーション				
		短期入所生活介護				
		短期入所療養介護				
		特定施設入居者生活介護				
		福祉用具貸与				
		特定福祉用具販売				
		介護予防訪問介護				
		介護予防訪問入浴介護				
		介護予防訪問看護				
		介護予防訪問リハビリテーション				
		介護予防居宅療養管理指導				
		介護予防通所介護				
		介護予防通所リハビリテーション				
		介護予防短期入所生活介護				
		介護予防短期入所療養介護				
		介護予防特定施設入居者生活介護				
		介護予防福祉用具貸与				
		特定介護予防福祉用具販売				
		居宅介護支援				
		介護老人福祉施設				
		介護老人保健施設				
		介護療養型医療施設				
介護保険事業所番号	34					(既に指定を受けている場合)
医療機関コード等						事業所区分

指定を受けようとする事業所・施設の種類の種類

- 注
- 1 ※印の欄は記入しないこと。
 - 2 「法人の種類」欄は、申請者が法人である場合に、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、株式会社等の別を記入すること。
 - 3 「法人所轄庁」欄は、申請(開設)者が許可法人である場合に、その主務官庁の名称を記入すること。○を記入すること。
 - 4 「実施事業」欄は、今回の申請に係るもの及び既に指定等を受けているものを含めて、該当する欄に○を記入すること。なお、今回の申請に伴い、介護保険法(以下「法」という。)第72条第1項(第115条の10において準用する場合を含む。)の規定により、指定があったものとみなされる事業については、「事業実施」欄にみなしと記入すること。
 - 5 「指定申請をする事業等」欄は、該当する欄に事業等の開始(開設)予定年月日を記入すること。
 - 6 「既に指定を受けている事業等」欄は、法による指定事業者又は介護保険施設として指定された年月日(法第71条第1項又は法第72条第1項(第115条の10において準用する場合を含む。))の規定により指定があったものとみなされたときは、保険医療機関、保険薬局又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記入すること。複数のコードを有する場合には、様式を補正して、そのすべてを記入すること。
 - 8 不用の文字は消すこと。
 - 9 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の介護保険法施行細則の様式で行っている申請は、改正後の介護保険法施行細則の様式で行われた申請とみなす。